

令和8年4月17日

教育後援会規約の改正について

日頃より教育後援会の活動にご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

大阪教育大学附属天王寺中・高等学校教育後援会は、「より良い教育環境を子どもたちに提供し守っていきたい」という開校当時の保護者の教育への熱い思いを受け継ぎ、本校の教育を後援し、その向上と発展を図ることを目的に、昭和44年（1969年）に規約を定め、教育支援活動を開始しました。

皆様のご協力に支えていただき、おかげさまで現在に至るまでに多くの支援を行うことができました。

この間の社会規範の変化を反映し、現職の教職員からの教育後援会の独立性を明確にする必要性が生じてまいりましたので、本総会において「教育後援会規約 第5章 第9条4、5」の改正案についてご審議をいただきたくお願い申し上げます。

教育後援会規約 (<https://f.osaka-kyoiku.ac.jp/tennoji-j/tenfuren/kouenkai/>)
第5章 第9条

『改正前』

4. 幹事長・副幹事長 本校中高副校長がこれにあたる。
5. 幹事 幹事長・副幹事長が中高教員の中から各1名選任する。

『改正案』

4. 幹事長・副幹事長 本校中高旧職員がこれにあたる。
5. 幹事 幹事長・副幹事長が中高旧教員の中から各1名選任する。

何卒よろしくお願い申し上げます。

大阪教育大学附属天王寺中・高等学校
教育後援会 理事長 吉川 文生